

(転載) 論文への道

## 先行研究、引用資料とは何か

### 安田寛氏への公開質問状

手代木 俊 一

前号『REED ORGAN RESEARCH』(No. 3、二〇〇二年一〇月)の安田寛著「唱歌レクチャーコンサート講演ノート」を読んで、何か奇異な感じを受けた方は多いのではなからうか。何の根拠も示さず、五ページに「讚美歌から唱歌が生まれたのは、やはり不思議な気がします。その辺りの事情は数年前私が書いた『唱歌と十字架』、最近、この会員でもあります手代木俊一氏が私の本と論文をそっくり写して書いた『讚美歌・聖歌と日本の近代』第三章「音楽と宣教」をお読みいただくとして、今日は少し別な面に触れたいと思います。(註2)(以下安田氏の文章は太字で表記)と、わたし手代木が彼の論文を無断で引用したり、剽窃したかのごとく書かれている。また冒頭に「はじめまして。近頃わたしは、唱歌の伝道者などと呼ばれています。それに最近、私の名前を語る、偽物の唱歌の伝道師も現れたようです」と、文脈からわたし手代木も偽物の一人として述べられているのである。

さらに編集人の(註2)に「安田氏と手代木氏の論点に近い部分があった為、若干の先取論争がある。」と書かれているので、何かわたしと安田氏の間に関係論争があったかのようにお考えになった方も多いのではないかと思う。

この編集人の(註2)には「この件に関して『弘前大学教育学部紀要』八五巻二〇〇一年三月、七九―九〇頁中でも論じられたことがある。標題「キリスト教史学会学術奨励賞受賞『讚美歌・聖歌と日本の近代』を読む・唱歌とキリスト教宣教との関係についての研究史の紹介のために」安田寛(以下、書評)と論争の典拠が述べられているが、わたし手代木は安田氏と論争したことは一度もなく、一方的に安田氏がそのように述べているだけのことである。『弘前大学教育学部紀要』八五巻が刊行されてから、ここに掲載されている安田氏の書評がこの分野の研究者に配られた様子もなく、人に読んで貰うことが目的ではなく、安田氏の一時的な気の迷いとしか思えない内容なので、

いままで関わらないようにしてきた。しかし今回は日本リードオルガン協会の会員が「唱歌レクチャーコンサート講演ノート」を読むところとなり、『弘前大学教育学部紀要』八五巻掲載の書評の存在も日本リードオルガン協会会員の知るところとなった。ここでわたし手代木は会員に対して弁明をせざるを得なくなってしまった。

安田氏の最近の論文「神戸女学院の音楽教育」『キリスト教社会問題研究』第五一号（奥付は二〇〇二年二月、二〇〇三年三月配付）でもわたしに対するわだかまりとしかとれない複雑な心情がうかがえるので、この際この問題を公表して、二度とわたし手代木に対する論拠のない言説をしないように公開質問状というかたちで書きたいと思った。そこで安田氏が前回書評を書いた『REED ORGAN RESEARCH』の誌上に掲載させていただいた次第である。安田氏から反論があるならば公の場で反論していただき、またそれにわたしも答えたいと思う。

事実関係を明らかにする中で引用、転載、注記、紹介、説明、先行研究、資料、論文とは何かをわたし手代木なりに考え直し、皆様のご批判をおおぎたいと考えた次第である。さて、安田氏の最近の論文「神戸女学院の音楽教育」『キリスト教社会問題研究』第五一号（二〇〇二年一月）でもわたし手代木に対するわだかまりととれる複雑な心情がうかがえると述べたのは以下の点である。

論文の最初、一八九ページに「ミッションスクールに声楽と器楽のレッスンは無ければ生徒は他の学校へ移ってしまうので、

三ヶ月で閉校になるだろう」と、宣教師ジョージ・オルチンの宣教本部宛書簡が引用されている。わたし手代木は一九九四年からジョージ・オルチンと宣教本部との往復書簡の翻訳を続け、同志社大学人文科学研究所アメリカン・ボード宣教師文書研究会で発表している。この部分は一九九八年九月一八日に発表した。この日、安田氏も参加し、その場での部分が印象に残ったというコメントがあったと記憶している。

またこの部分は同志社大学人文科学研究所編『来日アメリカ宣教師—アメリカン・ボード宣教師書簡の研究—一八九—一八九〇』（現代史資料出版 一九九九年三月）に掲載された拙論「オルチン書簡音楽（教育）・讚美歌関連記事とその後の彼の功績について」でも引用した。わたしの翻訳があること、その翻訳を引用した論文があることが注記されているものと思っ安田氏の論文の注を見ると、なるほど同志社大学人文科学研究所編『来日アメリカ宣教師—アメリカン・ボード宣教師書簡の研究—一八九—一八九〇』よりと書かれている。が、わたしの名前、論文名が書かれていない。他の注には著者や翻訳者が書かれているのにもかかわらずだ。『来日アメリカ宣教師—アメリカン・ボード宣教師書簡の研究—一八九—一八九〇』でのわたし手代木の訳文は「声楽と器楽の授業の無いミッションスクールは、生徒は他の学校へ移ってしまうだろうから、三ヶ月以内で閉校になってしまうでしょう」である。まったく同じ文ではないが、既に別の訳文があることを注記した方がよいと考える。また参考にならないほどの誤訳でも、新しく

訳し直した理由とともに先行の訳文があることを注記した方がよいと思う。

安田氏の論文「神戸女学院の音楽教育」の注には『来日アメリカ宣教師―アメリカン・ボード宣教師書簡の研究一八六九―一八九〇』のページ数が書かれており、それを見れば「オルチン書簡音楽（教育）・讚美歌関連記事とその後の彼の功績について」のわたし手代木の訳文のところにあたるのかと思ってそのページを見ると、何と安田氏の論文「日本ミッシン伝道方針と讚美歌に関する活動」にあたる。ページも間違えてしまったのだろうか。しかもその部分はオルチンの音楽教師派遣要請の部分である。しかし「ミッシンスクールに音楽と器楽のレッスンが無ければ生徒は他の学校へ移ってしまうので、三ヶ月で閉校になるだろう」という今回の彼の訳文そのものは掲載されていない。その部分に注があるのでそれを見ると「オルチン、クラーク往復書簡については、同志社人文科学研究所第三班研究（A）Ⅱ（同志社大学人文科学研究所アメリカン・ボード宣教師文書研究会）における手代木俊一氏の発表を参考にさせていたのだらう」と書かれている。これらのことをどう判断すれば良いのだろうか。

引用した箇所が既に訳がある場合、大きな誤訳でなければその翻訳を尊重すべきである。拙著『讚美歌・聖歌と日本の近代』では安田氏の翻訳が既にあるものそのまま引用した。勿論、翻訳が安田氏によってなされたことは注記している。わたし手代木がこの注を書くとなると次のように書く。

〔注（1）手代木俊一著「オルチン書簡音楽（教育）・讚美歌関連記事とその後の彼の功績について」同志社大学人文科学研究所編『来日アメリカ宣教師―アメリカン・ボード宣教師書簡の研究一八六九―一八九〇』（現代史資料出版 一九九九年三月）、一八八頁。訳文を前後の文章の関係と文体を揃えるため多少変更した。〕

拙著への書評が掲載された『弘前大学教育学部紀要』八五巻が刊行されたことを日本リードオルガン協会二〇〇一年（六月九日―六月一〇日）犬山大会の時点で知っている日本リードオルガン協会の会員が存在した。わたし手代木はこの大会に参加できなかったが、その方から『讚美歌・聖歌と日本の近代』について安田氏が書いた書評があり、拙著の事実関係の誤り、問題点が指摘されているということがあった。安田氏から送られてこないもので、他から入手した。

問題の書評にはわたし手代木の文章そのものの記述が殆どなく、またそれに対応する安田氏の文章も殆ど掲載されていない。わたし手代木が書いた内容への反論ではなく、わたしが引用した文献等が狭い人間関係の中で誰が一番早くその文献を読んだかが主な問題になっており、しかもそれは事実無根のものがほとんどである。個人の中では過去をどんなに歪めても、時系列をはずしても、また登場する人物をどう描こうとも、公表しないのであればかまわないと思うが、『弘前大学教育学部紀要』という公的機関がこのような著作を刊行物に掲載して良いものか大変疑問である。弘前大学も書評ということで査読がなされ

ていないのではないだろうか。

ここでは、この書評の一部分(約1/6)を掲載し、それに反論を加える。書評のすべてについて述べたかったが、それでは一冊の本の量(四〇〇字詰原稿用紙五〇〇枚)になる。またこの書評の一部分でも読者にわたし手代木と安田氏との見解の差が充分ご理解いただけると考えるからである。前置きが長くなったが、その書評(『弘前大学教育学部紀要』八五巻二〇〇一年三月、七九一九〇頁)の冒頭の部分を以下に掲載しよう。

キリスト教史学会学術奨励賞受賞『讃美歌・聖歌と日本の近代』を読む  
—唱歌とキリスト教宣教との関係についての研究史の紹介のために

安田 寛

#### 論文要旨

手代木俊一『讃美歌・聖歌と日本の近代』(音楽之友社一九九九)の第三章「音楽と宣教—日本の讃美歌・唱歌の源流を辿って」を節毎に要約し、著者と先行研究者の業績を峻別し、唱歌とキリスト教宣教との関係についての一九九一年から二〇〇〇年に至るまでの研究史の概要を知る一助を提供する。

キーワード：手代木俊一、讃美歌、唱歌、キリスト教宣教、

キリスト教史学会

はじめに

手代木俊一『讃美歌・聖歌と日本の近代』(音楽之友社一九九九)は、日本英学史学会(二〇〇〇)の書評で、故中村理平『キリスト教と日本の洋楽』(大空社一九九六)と並んで、「この分野で双璧を為す」とされ、キリスト教史学会第五一回大会(二〇〇〇年九月一六日、上智大学図書館)では、手代木氏(以下、著者とする)に授与された学術奨励賞の対象業績の一つとなるなど、きわめて高く評価された書である。

その構成を述べると、あとがき以下(あとがき三七七—三八五頁、初出一覧三八六—三八八頁、譜例三八九—四一〇頁、著者訳者名索引四一一—四二七頁、日本の讃美歌・聖歌目録(プロテスタント教会系)四一八—四八九頁、年表・日本の主要讃美歌・聖歌凡例四九〇頁)を別にすると、本書は、前半の論文集(二五—二頁まで)と後半の資料集(二七六頁まで)の二部から構成され、論文集は「まえがき」以下序章「讃美歌・聖歌と日本の近代」、第一章「讃美歌(集)について」、第二章「異文化交流現場としての讃美歌」、第三章「音楽と宣教—日本の讃美歌・唱歌の源流を辿って」から構成されている。

序章(二二—三八頁)は、一九九一年二月九日と一〇日に国立音楽大学教育センターで行われた特別教育期間講座で

の著者の発表（松下一九九三）の採録である。この発表で「数々の問題提起を行った（p.12）」とあるが、その多くは私が提起した問題と同じものであることは、同じ書（松下一九九三）に掲載された私の発表「キリスト教宣教師が日本の唱歌成立に果たした役割 その歴史的検証」と合わせて著者の「序章」を読めば明らかであろう。発表会の総論としての他の発表者の研究の紹介であった著者の発表を他の発表から切り離して単独で採録した著者の意図がどこにあるのかあえて詮索しないが、序章は注もなく、学術論文ではないので、ここでは取り上げない。「第一章」（三九一―二二頁）は私には門外漢なので評価できない。「I 異文化交流現場としての讃美歌」「II 《真白き富士の根》と讃美歌」「III 日本における音楽」からなる「第二章」（八三―一三四頁）については、「III 日本における音楽」は後半の資料集に含めるべきであろうと指摘するにとどめる。

なお、著者は触れていないが、この史料は、一八七九年一月二〇日付けの目賀田種太郎宛メーソン書簡に「ポストン・ヘラルド紙の付録を沢山お送ります。日本へ行くことについて私にインタビューした記事があります」（東京芸術大学附属図書館一九七一、p.12）に私が注目して、当時ポストンに滞在中であった著者に入手・送付した経緯は、松下一九九三、p.100―101にあること、この史料で唱歌教育史にとつて重要と思われる箇所はすでに拙稿（一九九四、p.51―52）が原文で紹介したこと（注）に注意をうながしておきたい。以

上を踏まえ、先に紹介した書評で、「研究論文中のハイライトであろう」と評価され、秋岡陽（二〇〇〇）が「最も読み応えのある章」とした第三章を読んでいく。

この安田氏の「はじめに」では「讃美歌・聖歌と日本の近代」を概観し、どのような書評となるかが書かれている。しかしタイトルやキーワードにキリスト教史学会という文字は必要であろうか、『讃美歌・聖歌と日本の近代』はキリスト教史学会のために書いたものでもなく、受賞も申請したものではない。書評ではあくまで書いてあるものを評すれば良いのではないだろうか。キリスト教史学会をキーワードとしたのは勿論受賞への異議を唱えてのことであろう。もし、安田氏の本と論文をそっくり写して書いたのが『讃美歌・聖歌と日本の近代』「第三章 音楽と宣教」である、という主張がこの時点からあるならば、すなわちキリスト教史学会学術奨励賞の受賞は不当で、受けるべき人物は安田氏自身だという主張ならば、書評というかたちをとらず、キリスト教史学会に直接抗議文を送るべきである。安田氏は「はじめに」の中で『讃美歌・聖歌と日本の近代』の紹介と構成に続き、以下の様に書いている。

序章（二一―三八頁）は、一九九一年二月九日と一〇日に国立音楽大学教育センターで行われた特別教育期間講座での著者の発表（松下一九九三）の採録である。この発表で「数々の問題提起を行った（p.12）」とあるが、その多くは私

が提起した問題と同じものであることは、同じ書（松下一九九三）に掲載された私の発表「キリスト教宣教師が日本の唱歌成立に果たした役割 その歴史的検証」と合わせて著者の「序章」を読めば明らかであろう。発表会の総論としての他の発表者の研究の紹介であった著者の発表を他の発表から切り離して単独で採録した著者の意図がどこにあるのかあえて詮索しないが、序章は注もなく、学術論文ではないので、ここでは取り上げない。

同じことを発想、問題を提起する人はこの世にはたくさんいるものである。そのようなことを述べてどうなると言うのか。その発想、問題提起が直感であれ、資料に基づくものであれ、他の資料との関連を検討、展開、論証し、そしてどう表現し、結論付けているかが論議の対象となろう。問題提起だけを比較しても安田氏の書評の副題にある研究史の紹介とはならない。「その多くは私が提起した問題と同じもの」と自負心だけ表現しても意味がないように思う。わたしはこの問題提起を第一章、第二章、第三章で資料的に展開し、結論へと導いている。

「発表会の総論としての他の発表者の研究の紹介であった著者の発表」、確かに国立音楽大学教育センターで行われた特別教育期間講座の発表者であるヘンゼラー氏、中村理平氏、安田寛氏を国立音楽大学の松下氏に紹介したのはわたし手代木だった。しかし当日の発表は「明治期讃美歌の文化史的意義」について発表したもので、三人の紹介はまったくしていない。安田

氏と内容的に重なる部分はあっても「明治期讃美歌の文化史的意義」についての発表を行った。ヘンゼラー氏はカトリック、中村理平氏は正教会とお雇い外国人に関して発表したもので、メーソンの部分以外わたしの発表とは内容的にまったく重ならないので、二人の研究の紹介もしていない。事実に基づいて文章は書くべきである。

「単独で採録した著者の意図」は、ここに第一章、第二章、第三章で展開する内容の一端が存在するからである。これを序章として『讃美歌・聖歌と日本の近代』の全体像をあらかじめ知っていただき、第一章、第二章、第三章と展開していく構成を意図したためである。

拙著『讃美歌・聖歌と日本の近代』の「はじめに」を以下に示す。著者手代木の意図を汲んでもらえず残念である。

本書は発表の時系列にしたがわず、大きく五種類に類別した。

序章は、〈讃美歌と日本文化〉について全般的に書いたもので、国立音楽大学の松下鈞氏と企画・構成し、平成三年におこなわれたシンポジウム『洋楽史再考 讃美歌の歴史的発展と我国の音楽への影響』の際、発表したものである。このシンポジウムは当時まったく無名だった、中村理平氏、安田寛氏、エヴァルト・ヘンゼラー氏と「手代木」、国立音楽大学の教員により行われた。安田寛著「唱歌と十字架」（音楽之友社）の冒頭にもこのシンポジウムの様子が描かれている。

本書におさめられた論考の底辺にあるテーマに最初に触れたものであり、口頭での発表のため口語体である。

第一章、第二章、第三章は論考である。第一章は、〈讚美歌（集）〉そのものを論じたもの、第二章は〈異文化交流〉ということを意識して書いたもの、そして第三章は〈日本における讚美歌〉を巡って、すなわち第一章から第三章までの筆者が現在考えていることのまとめというように類別した。

次に「序章は注もなく、学術論文ではないので、ここでは取り上げない」と書かれている。この書評の中で先行研究として安田氏が高く評価する自著『唱歌と十字架』も、「唱歌レクチャーコンサート講演ノート」、そしてこの書評にも注がない。安田氏の論法を借りるならば『唱歌と十字架』は研究論文足り得ないということである。かつて『唱歌と十字架』が刊行されたとき、安田氏の無断引用や剽窃をわたし手代木が口頭で指摘したことがあったが、安田氏自身が推理小説風読物なのでそのようなことは問題にならないと述べた。この時点で安田氏は『唱歌と十字架』を読物と位置づけている。しかしその後のなりゆきを見ると、安田氏にとって『唱歌と十字架』はあるときは学術書ある時は読物と大変都合よい書物になっている。記述に正確さを欠く書物が学術論文足りえるかどうかも問題であるが、安田氏が自著への評価を都合よく変更して、自身に都合よく利用していることも問題である。実際『唱歌と十字架』を洋楽史研究の研究書として認めない例を二例わたし手代木は知っている。

『唱歌と十字架』には「引用文献および主要参考文献」があるが、注はない。「引用文献および主要参考文献」があるためにわたしは何人かの人の信頼は一時的に失ったが、この件の一例は後述する。

次に、『第一章』（二九一―二頁）は私には門外漢なので評価できない。『Ⅰ 異文化交流現場としての讚美歌』『Ⅱ 眞白き富士の根』と讚美歌』『Ⅲ 日本における音楽』からなる『第二章』（八三―一三四頁）については、『Ⅲ 日本における音楽』は後半の資料集に含めるべきであろうと指摘するにとどめる」と書かれている。拙著『讚美歌・聖歌と日本の近代』の「まえがき」に「新聞『ポストン・ヘラルド・サップルメント』の掲載記事「日本における音楽——我らがポストンの初等学校教授法採用さる。ルーサー・W・メーソン氏、その大任を引きうける。」（一八七九年一月八日）は論考ではなく翻訳なので、本来は第四章の資料集に掲載すべきものだが、異文化交流を考える上で、また『音楽と宣教』で問題にする音楽による宣教を考える上で重要な内容を含むと考えられたので、『音楽と宣教』の前の位置に収録・紹介した」とわたし手代木は書いた。それでもあえて『Ⅲ 日本における音楽』は後半の資料集に含めるべきと安田氏を書く場合は、指摘するにとどめず、その理由を説明すべきである。すなわちある結論をだした場合、結論にいたった理由が必要であり、そのことを書くべきである。

わたし手代木は「音楽と宣教」で「日本における音楽」を多数引用したので、その前の位置に収録・紹介した。ちなみに、

第四章 資料集（外国人による初期日本讚美歌研究）は、明治期に外国人によって書かれた日本讚美歌論の翻訳である。「Ⅲ 日本における音楽」は日本語讚美歌論ではないので、この位置に収録しなかった。

次に安田氏は「なお、著者は触れていないが、この史料は、一八七九年一月二〇日付けの目賀田種太郎宛メーソン書簡に『ボストン・ヘラルド紙の付録を沢山お送りします。日本へ行くことについて私にインタビューした記事があります』（東京芸術大学附属図書館一九七一、p. 11）」と書いている。安田氏の指摘のとおり、この資料をどのように知ったかをわたし手代木は書くべきであった。この反省には二重の意味がある。自分でこの資料を探し入手したので、どうして知ったかを書くことを忘れたことへの反省と、典拠を書いておけば安田氏からの無用な言説をさげることができたと思われるからである。

安田氏からの言説とは次の文「私が注目して、当時ボストンに滞在中であった著者に入手・送付した経緯は、松下（一九九三、p. 100—11）にある」にあらわれる。最初何を主張しているのか判らないのでその松下（一九九三、p. 100—11）の箇所を読んでみると次のように書かれている。

安田 それで、今僕が言った路線の端緒を最初に開かれたのは、中村先生あの博士論文ですよ。

あれでもう、そこまで入っていますからね。その後、さらにいろいろな資料が出てきたということじゃない

かな。それともうひとつ関連して言うと、伊沢と、それを補助する形で目賀田が文部省に働きかけて唱歌が始まったというのが今までの通説ですね。それに対して中村先生は違う説を出された。彼らはいくまで中級官吏であって、上からの命令でやっていたに違いない、それに関して一つの根拠となるような資料を、また、手代木さんが探してきた。それはメーソンが目賀田に出した手紙で、非常におもしろいことを言っているんですね。「ここに『ボストン・ヘラルド』の付録の記事を同封しました。これは、あなたの許可なくしてやったインタビューだけれども、あなたが了承してくださいることを願っています」と言っているんです。同じ日付で伊沢にも出しているんだけど、それには、「この記事は、実は、伊沢さん、あなたと、ホイットニー氏以外にはだれにも送っていませんよ。でも、同じ考えの人には、どうぞご自由にお見せください」と書いてある。そういう記事がどうもあるらしい。

今まで、教育史でも、どこでも、その新聞そのものはだれも見つけていないというか、引用もしていない、見ているはずなんです。それを、今度、手代木さんがボストンで発見したと。そこに、だれも今まで知らなかった大事なことを書いてあるんですよね。

安田 当時日本人がメーソンに宛てた手紙が全くないんです。見つからないんです。でも「あなたの手紙はここ



に掲載しました」ってメーンソンが書いている。特に初めての伊沢の手紙は、ポストンで見つかるはずなんですよ。

松下 それが手代木さんが発見したとてつもない資料なんですか？

手代木 「そういうものがあるはずだから」というので探してみましたら、『ポストン・ヘラルド』という新聞の一八七九年一月八日に。それから四ヶ月後の三月二日にメーンソンは来日するんです。この記事はメーンソンに対するインタビュウから起こしたようなもので、非常に長い文章なんです。

安田氏の「私が注目して、当時ポストンに滞在中であった著者に入手・送付した経緯は、松下（一九九三、p.100-1）にある」とはどの部分のことを言っているであろうか。安田氏の書評の文章だと、誰も知らない安田氏独自の入手情報により、資料（新聞）の発行年月日、何面まで指定してポストンのわたし手代木に依頼したような印象を受ける。ただここで自らがその典拠としている松下（一九九三、p.100-1）にはそのようなことは書かれていない。このシンポジウムは一九九二年九月に横浜で行われたものである。わたしはその年の七月からポストンに行き、資料の収集をしていた。九月の横浜でのシンポジウムではそれまで収集してきた資料はすべてコピーして安田氏、中村理平氏、ヘンゼラー氏、松下氏にわたすことになっていた。

すなわちこの時期一種の共同研究、共同作業がなされていたわけである。記憶では八月頃この資料が緊急に必要であると安田氏から連絡が入ったので資料収集の優先順位をかえてこれを入力し、安田氏に送付した。それでシンポジウムに間にあって話題となった訳である。安田氏が注目したというだけで既に安田氏がプライオリティを主張できる資料となってしまうのだから。

この資料の典拠、東京芸術大学『音楽取調掛時代所蔵目録（3）各種資料篇』は音楽大学ならまず間違いなく所蔵されており、洋楽史に興味があればまず、目をとおす資料である。しかもこの部分は翻訳までされている。安田氏だけ注目するとは限らない資料である。ただわたし手代木が送った資料であることは認めている。そのことを無視しているケースもあり、後述する。

次の安田氏の「この史料で唱歌教育史にとって重要と思われる箇所はすでに拙稿（一九九四、p.151-6）が原文で紹介したことに注意をうながしておきたい」をどう解釈すればよいのだろうか。

ここで、拙稿（一九九四、p.151-6）とは、安田著「唱歌導入史に関する資料紹介」である。タイトルが示すように唱歌導入史に関する資料の紹介がなされている。わたし手代木が送った資料も多々存在し、そのことが明記されている場合もあるし、ない場合もある。ただ紹介とあるように原文の転載と簡単なコメントしか書かれていない。「唱歌導入史に関する資料紹介」

の安田氏のこの件に関する日本語のコメントは「メーソンは、一八七九年一月二〇日付けで目賀田種太郎に宛てた手紙で、次の記事を同封したことを『ポストン・ヘラルド紙の付録を沢山お送りします。日本へ行くことについて私にインタビューした記事があります』と述べている。これはポストンで行われた唱歌の導入の準備について唯一の資料である。この資料は筆者の求めに応じてポストン滞在の手代木俊一氏が提供してくださったものである」。この後の原文のこれにあたる部分が転載されている。そして日本語のコメントが続く。「これは上記記事中に再録されたメーソン宛の伊沢修二の手紙である。メーソンとの契約の承認に到るまでの過程が述べられている」。そしてその部分の原文が転載されている。この紹介は本人と研究者の便宜とはなるが、他の資料との関連もその資料の意味するところも殆ど書かれてはおらず、これは先行研究とはよべないものである。「この史料で唱歌教育史にとつて重要と思われる箇所はすでに拙稿（一九九四、p.136）が原文で紹介したことに注意をうながしておきたい」とは、他から送付されてきたものでも先に原文を紹介した人にプライオリティーがあるということなのだろうか。研究がなされたものならばそのことを注記するが、単なる原文の転載だけでは先行研究にはあたらないと思う。

わたし手代木は手許にある、自らポストンで収集した資料を使用しているだけである。わたしが送った資料をわたしが今度は自分の研究の為に使用するのに、自分がその資料を送った相

手からの許可がなぜ必要なのだろうか。

書評の「はじめに」の最後は、「以上を踏まえ、先に紹介した書評で、『研究論文中のハイライトであろう』と評価され、秋岡陽（二〇〇〇）が『最も読み応えのある章』とした第三章を読んでいく」と結んでいる。では第三章の書評を読んでいこう。わたしは節に番号はふらなかつたが、番号がついている。

#### 1 「音楽による宣教」（p.136-8）

「音楽による宣教」という、漠然としたキーワードによって唱歌とキリスト教宣教との関係について、とくに越川美都子、中村理平、赤井励、私の研究から大量の引用と翻訳した英文資料にほとんどの紙面を割いている第三章の主題について、後節では「キリスト教と音楽、すなわち〈音楽〉と〈宣教〉の結びつきを論じたがために、本章のタイトルを『ミュージック・アンド・ミッション＝音楽と宣教』とした（p.136）と述べているが、この節では、トゥルジェー、オルチン、メーソンの「3人を通して〈音楽と宣教〉の問題を扱い、日本の唱歌・讃美歌の源流を日本ではあまり知られていないアメリカ側の資料を紹介しながらとつて」と本章の目的を述べている（p.136）。ただ不思議なことに日本の讃美歌の源流についてはどこにも述べられていないから、第三章は実際は日本の唱歌の源流を述べたものである。

また、トゥルジェーとメーソンを中心に〈音楽と宣教〉の問題を扱い、簡単な解題を付して日本の唱歌の源流に関する

日本ではあまり知られていない拙稿（一九九四）と同じ視点と方法によって、そこから大量に引用している第三章は拙稿との微妙な関係を最初にはつきりと説明する必要がある。

「音楽による宣教とは、日本にルーサー・ホワイティング・メーンソンを派遣したエーベン・トゥルジェーが海外伝道を考える際、常に念頭にあった言葉である」という書き出しについて、著者が言及しない研究史に触れると、唱歌教育史の定説に反して、メーンソンを日本に派遣したのがトゥルジェーであることを明確にしたのは中村理平（一九九三、p.483-4）であり、その背景に音楽の普及を通じて日本でのキリスト教宣教に貢献するというトゥルジェーの思想があったことを明らかにしたのは拙稿（一九九四、p.18、一九九六、p2）と中村（一九九六、p.596）であった。これらの研究史に触れずに冒頭の一文は書けない。

その後オルチンとメーンソンの既知の経歴を述べ（p.136-8）、これまで「唱歌（音楽教育）史と讃美歌史という別々な分野で論じられていた人物であった」（p.136）ということには、これが拙稿（一九九五）以前のはなしであることは注記する必要がある。上記二人は、組合派というおなじ教派に所属していたから、「二人の近しい関係が想定される」とし、その証拠に実際、オルチン師を宣教師として派遣したポストン・アメリカン・ボード本部へのオルチン師の書簡には、メーンソンの再来日の必要性が尊敬の念と近親感をもって述べられている」（p.138）とついでであれば拙稿（一九九五、p.115-1

8）を引用したことをきちんと注記しなければならない。メーンソンの所属教会が組合派であったことは、拙稿（一九九三、p.315）が明らかにし、拙稿（一九九五、p.107）でも述べた。

他にもこの節で散見される参考文献の不指示についていうと、まず、メーンソンの経歴と業績に関して、「日本での功績からこの年、勲四等瑞宝章を授与されたがアメリカに送られた時には死去していた」（p.137-8）というのは、メーンソンの経歴に関する中村（一九九三、p.546、550）の重要な業績の引用であり、メーンソン讃美歌集について述べた箇所（p.137）とその注81も、中村（一九九三、p.435-6）Howe, S. W.（一九八八、p.30、237）との引用である。オルチンの業績に関して著者があげた、「日本で初めての本格的オルガン教本である『風琴教授詳説』（明治二四）の執筆は、赤井励（一九九二、p.3、1995、p.119）の引用である。

研究の視点と方法を含めても、冒頭の節で筆者の貢献と認められるのは、（1）「蓋を閉めれば事務机に変わるオルガンデスクも考案」（p.133）したことがメーンソンの業績の一つであったという指摘の他はなにもない。第三章は著者の業績と他人の業績とを峻別した書き方ではないので、後節でも著者の業績には通し番号をつけて明示する。

安田氏の最初のセンテンスに『音楽による宣教』という、漠然としたキーワード、「ただ不思議なことに日本の讃美歌の

源流についてはどこにも述べられていないから、第三章は実際は日本の唱歌の源流を述べたものである」と書かれている。わたし手代木は以下のようなつもりで書いている。

日本の讚美歌はアメリカ人の宣教によってもたらされたものである。日本の唱歌もアメリカ人の海外宣教によってもたらされたものである。この両者を辿っていくと源は一つ、アメリカである。ポストンという都市が問題になる。そのポストンのキリスト教と音楽（教育）をキーワードにしてこのことを論述し、そしてポストンのキリスト教の音楽（教育）の代表であるメーソンとトゥルジェー、ポストンに海外伝道本部があるアメリカン・ボードから派遣されたオルチンを扱ったのである。ここにおいて、日本の讚美歌の源流がアメリカであることは自明のことである。そこでいまだ自明とは思われていない日本の唱歌の源流を讚美歌（キリスト教音楽）との関連から展開したつもりである。そのアメリカの海外宣教の原動力、すなわち日本に讚美歌と唱歌をもたらすことになったのは「音楽」の力への揺るぎない確信であったと考えられるので、〈音楽と宣教〉というタイトルにしたのである。わたしにとって〈音楽と宣教〉は明瞭なキーワードであり、この論考の核心であるが、そのことが理解されないのは残念である。

さて、次の安田氏のセンチンスには、「また、トゥルジェーとメーソンを中心に〈音楽と宣教〉の問題を扱い、簡単な解題を付して日本の唱歌の源流に関する日本ではあまり知られてい

ない拙稿（一九九四）と同じ視点と方法によって、そこから大量に引用して第三章は拙稿との微妙な関係を最初にはつきりと説明する必要がある」と書かれている。

この安田氏の発言はいろいろ問題である。

まず、安田氏は自分が書いたものはすべて評価されるはずと考えているのだろうか。安田氏の「唱歌導入史に関する資料紹介」に対するわたし手代木の態度ははっきりしている。まったく評価していない。簡単なコメントと原文の一部転載だけでは先行研究とは言えない。その原文の典拠、入手先にアンフェアな書き方があり、前述「日本における音楽」で犯しているように不当な資料のプライオリティーの主張がある。この文献を引用することは、引用した人間まで品位を問われかねないので基本的に引用しないことにしてきた。

わたし手代木は讚美歌に関して著作があり、書誌もまとめているが、この間の安田氏の主著である『日韓唱歌の源流』（音楽之友社一九九九）、「明治音楽事始め」『近代唱歌集成』（ビクターエンタテインメント株式会社二〇〇〇）に「掲載」に附されている讚美歌に関する参考文献にわたし手代木の著作はなぜか一冊も記載されていない。勿論「讚美歌・聖歌と日本の近代」も入っていない。評価とは他者が下すものであり、自らを自画自賛することは違う。安田氏には評価する権利があり、わたし手代木にはその権利はないのだろうか。ここにも彼の特別な意識を感じる。

安田氏は「最初にはつきりと説明する必要がある」というが、

上記のことは個人的なことも絡んでいるので個人的にはっきりと説明したはずである。そのことは安田氏も理解していると考えていた。この間の安田氏自身の主著『日韓唱歌の源流』（音楽之友社 一九九九）、「明治音楽事始め」『近代唱歌集成』（ビクターエンタテインメント株式会社 二〇〇〇）に掲載 にも

この「唱歌導入史に関する資料紹介」を参考文献として掲載していない。安田氏自身が今まで積極的に表に出して来なかったものであるのに、突然これを評価しろというのはどういうことなのだろうか。『讚美歌・聖歌と日本の近代』では、安田氏の評価されるべきところは評価し、名譽が傷付くようなことは書かないできた。「唱歌導入史に関する資料紹介」を引用しないのも、引用しないことが安田氏の名譽のためだと考えてこれまできたのである。この中に一ヶ所安田氏の遠見の箇所があったので「唱歌導入史に関する資料紹介」からの引用であることが目立たないように紹介したことがあった。そのくらい「唱歌導入史に関する資料紹介」には気をつかってきたつもりである。この件はさらに後述する。

安田氏の「明治音楽事始め」の参考文献には、中村理平監修『洋楽史年表』（未刊行）中のE・ヘンゼラー氏作成の項目、中村理平氏作成の項目、戸山友子氏作成の項目があげられている。E・ヘンゼラー氏はカトリック、中村理平氏は正教会を担当した。わたし手代木はプロテスタントを担当したが、「明治音楽事始め」の参考文献には、カトリック、正教会の項目は記載されていてもプロテスタントの項目は載っていない。また監修者

が中村理平となっているが、彼が倒れてしまったので、提出されたデータを編集し、誤りを正したのはわたし手代木である。参考文献としては、中村理平監修『洋楽史年表』だけで良いように思う。とは言え安田氏がわたしの担当部分「プロテスタント」が参考にならないというのであろうか。

『日韓唱歌の源流』に関しては、コンサート「日韓唱歌の源流をたずねて」（OKI企画 エレクトーンシティ渋谷 一九九八年七月一七日、一八日）は関庚燦氏と安田寛氏とわたし手代木の三人の共同企画・選曲・解説のほずで、「日韓唱歌の源流をたずねてⅡ」（OKI企画 一九九八年二月）の解説書でもコンサートの時の三人の解説が使用されたが、安田著『日韓唱歌の源流』にはこの件に関してまったくわたしが登場しない。安田氏と二人で韓国まで関庚燦氏と打ち合わせのために行ったこともあった。軽視、無視というより抹殺である。安田氏の次のセンチンスは以下のとおりである。

「音楽による宣教とは、日本にルーサー・ホワイティング・メーソンを派遣したエーベン・トゥルジーエが海外伝道を考える際、常に念頭にあった言葉である」という書き出しについて、著者が言及しない研究史に触れると、唱歌教育史の定説に反して、メーソンを日本に派遣したのがトゥルジーエであることを明確にしたのは中村理平（一九九三、p. 483）であり、その背景に音楽の普及を通じて日本でのキリスト教宣教に貢献するというトゥルジーエの思想があったことを明

らかにしたのは拙稿（一九九四、p. 18、一九九六、p. 2）と中村（一九九六、p. 596）であった。これらの研究史に触れずに冒頭の一文は書けない。

まず論文の書き方の問題である。帰納法、演繹法、いろいろあると思う。この場合、「音楽による宣教とは、日本にルーサー・ホワイティング・メーンソンを派遣したエーベン・トゥルジューが海外伝道を考える際、常に念頭にあった言葉である」とまず掲げて、そのことが何故言えるのかといえ、安田氏や中村氏の先行研究があるからであり、その研究とは以下のものであると続く構成になっている。わたしは、安田氏、中村氏の上記先行研究に関して以下のように書いている。（p. 186—187）

トゥルジューによるメーンソン日本派遣の日本側資料は「ボストン府トルジュー氏ノ学校ニテ音楽ヲ教フル利害ノ問題ニ係リタル談話」『日本教育会雑誌』第二二号（明治一八年七月三一日）に現れる。

余曾テ日本公使ヨリ日本國公立學校ニ音楽唱歌ヲ開設スル為メニ最モ適當ノ人ヲ推薦スヘシトノ委囑ヲ受ケシ時ニ最好適當ナル知己ノ一人博士エルダブリューメーンソン氏ヲ以テ之ニ答ヘタリ該公使欣悦シテ其言ヲ容レ遂ニ我ガ親友ヲ以テ此道ニ充テタリ

これは、新聞『The Times = Democrat and New Orleans Times' March 17, 1885』に掲載された記事で、ニューオーリンズでのトゥルジューの演説が翻訳されたものだが、トゥルジューの存在は日本では今まであまり取り上げられてこなかった。日本の洋楽史上でのトゥルジューの重要性を最初に取り上げたのは中村理平氏である。『洋楽導入者の軌跡』第九章「ルーサー・ホワイティング・メーンソン」では、前述資料を紹介した後に次のように述べている。（187）

三岡丈夫や伊沢修二に接触するまえにすでに日本政府筋の要望があつて、トゥルジューがメーンソンを音楽教師として推薦していたという経緯がある。この談話は一八八五「明治一八」年、メーンソン帰国の数年後、アメリカのニューオーリンズ博覧会の際、博覧会奏楽堂で、メーンソンが当時流行の大人数の児童による演奏会を開催する前に、唱歌教育の重要性とメーンソンの力量を宣伝するかたちでトゥルジューが行った演説の一節であり、当然メーンソンも聞いているはずである。トゥルジューがわざわざ作為を凝らす必要はまったくない。

中村氏がこれを書いた時点では、「日本政府筋の要望があつて、トゥルジューがメーンソンを音楽教師として推薦」を裏付ける資料は前述の新聞記事以外発見されていなかったが、安田寛氏によるレオ・エーベン・トゥルジューの『For God and Music : the Life Story of Eben Tourjee』の中に書

かれています次の記述によって、日本政府・トゥルジャー・メーソンの関係が明かになり、この分野の研究が一気に進んだ。(一八八) 明治五「一八七二年トゥルジャーに日本の音楽教育を相談したのは森有礼だった(安田寛氏説)。(一八七)

中村理平『洋楽導入者の軌跡』東京 刀水書房 一九九三  
四八三頁(一八八) 国立音楽大学特別教育期間講座(一九九一年一月九日)『洋楽史再考 讚美歌の歴史的発展と我國の音楽への影響』「キリスト教 宣教師が唱歌成立に果たした役割」の席上発表。「唱歌導入の起源について」『山口芸術短期大学紀要』第二五号(平成五「一九九三年」)で論文として発表、後『唱歌と十字架』(音楽之友社 一九九三年)で展開。

二人の研究を冒頭にあげる書き方ではなく、二人の研究に研究的に触れている。これがわたしの書き方である。本篇「論文への道 先行研究、引用資料とはなにか」でも、まず最初に、この文章を書くきっかけと安田氏の書評から何が見えてくるのかを書き、そして、どうしてそういうことが言えるか、というふうに書き進めている。書き方は、書き手の個性であり、「評価」とは無縁のものである。

安田氏の次のセンテンスは以下のことが書かれている。

その後オルチンとメーソンの既知の経歴を述べ(9, 136-138)、これまで「唱歌(音楽教育)史と讚美歌史という別々な

分野で論じられていた人物であった」(9, 136)というには、これが拙稿(一九九五)以前のはなしであることは注記する必要がある。

拙稿(一九九五)とは、「L・W・メーソンの再来日計画とアメリカン・ボード日本ミッション」『キリスト教社会問題研究』第四四巻の発行は一九九五年二月である。わたし手代木は、「横浜と讚美歌―明治初期讚美歌について―」『礼拝と音楽』季刊七〇号(日本基督教団出版局一九九一年八月)、「忘れられた異文化交流 明治期唱歌と讚美歌」『大宇時報』第二四三号「七月号」(日本私立大学連盟 一九九五年七月)でこの件に触れた。ただ安田氏の「L・W・メーソンの再来日計画とアメリカン・ボード日本ミッション」は、上記拙著に比べ、レベルの高い論文である。しかしここでは安田氏は誰が先に書いたかを問題にしているので、先にこの件に関して触れた資料があることを明記した。「L・W・メーソンの再来日計画とアメリカン・ボード日本ミッション」をわたし手代木が正当に評価しており、無視していいことは次のセンテンスにあらわれる。

安田氏の次のセンテンスは以下のとおりである。

上記一人は、組合派というおなじ教派に所属していたから、「2人の近い関係が想定される」とし、その証拠に実際、「オルチン師を宣教師として派遣したボストン・アメリカン・ボード本部へのオルチン師の書簡には、メーソンの再来日の

必要性が尊敬の念と近親感をもって述べられている」(p. 138) といっているのであれば拙稿(一九九五、p. 115-6)を引用したことをきちんと注記しなければならぬ。メーンソンの所属教会が組合派であったことは、拙稿(一九九三a、p. 315)が明らかにし、拙稿(一九九五、p. 107)でも述べた。

わたし手代木はその文章の最後に注をつけており、その注(90)は、「安田寛著「L・W・メーンソンの再来日計画とアメリカン・ボード日本ミッション」『キリスト教社会問題研究』第四四号(一九九五年二月)にその経緯・結果が詳しく述べられている」である。この部分はいくまでわたし手代木が翻訳したオルチンの書簡に基づいて書いたものである。そして「オルチン師のメーンソンへの評価」(P. 160-163)でその内容をあきらかにした。そして安田上記論文はこの分野の先行研究にあたるので、そのことを注記した。この論文でのオルチンに関する安田氏の文章は「この会議の様子はただちに、十四日付でオルチンによってクラークに報告された」という一文と「オルチンが書簡の中で盲人と音楽教育とメーンソン」に関して述べた箇所である。勿論「二人の近い関係が想定されるオルチン師を宣教師として派遣したポストン・アメリカン・ボード本部へのオルチン師の書簡には、メーンソンの再来日の必要性が尊敬の念と近親感をもって述べられている」という一文は安田論文にはないのでこの箇所は安田論文の引用ではない。ただこの書簡をわたし手代木が既に訳していることを安田氏は注記していない。

このことと彼が触れた「オルチンが書簡の中で盲人と音楽教育とメーンソン」に関しては後述する。メーンソンの所属教会に関して、わたし手代木は本文中に次のように書いた(p. 138)。

メーンソンは、妻となったハンナ・エリス・アレンがボルティモアのセント・ティモテ英国聖公会教会に所属しており、二人はこの教会で結婚式をあげたため、メーンソンも聖公会に所属していたと考えられていた。しかし、平成四「一九九二」年現弘前大学助教授安田寛氏がメーンソンの葬儀の際読まれたローレンス牧師の弔辞の内容を調べた結果、メーンソンはアメリカのCongregational Church、組合教会に所属していたことが判明した。すなわちメーンソンとオルチン師とは同じ教派に属していたわけである。

本文中に安田氏の発見であることを明記したので、注を作成しなかった。こういう場合注が必要かどうか正直って判断ができない。この上記の一文には注がない。もし事実関係にすべて典拠、すなわちすべて注記が必要ということになると、「メーンソンの結婚は何時したのか」、「ハンナ・エリス・アレンとは誰か」、「本当にボルティモアのセント・ティモテ英国聖公会教会に所属していたのか」、「二人は本当にこの教会で結婚式をあげたのか」、「メーンソンの葬儀の日時、場所」、「ローレンス牧師の弔辞の全文」等を注記しなければならない。これでは量的に大



変なものになってしまふ。注とは書く人が事実関係のどこに、どの程度比重を置かかて決まる。勿論安田氏のこの発見で研究がすすんだことは高く評価されよう。そのつもりで本文に名前とその発見の経緯を書かせていただいた。

安田氏の次のセンテンスを読んでみよう。

他にもこの節で散見される参考文献の不指示についていうと、まず、メーンソンの経歴と業績に関して、「日本での功績からこの年、勲四等瑞宝章を授与されたがアメリカに送られた時には死去していた」(p. 137-8)と云うのは、メーンソンの経歴に関する中村(一九九三、p. 546、550)の重要な業績の引用であり、メーンソン讚美歌集について述べた箇所(9. 137)への注<sup>81</sup>も、中村(一九九三、p. 435-6) Howe, S. W. (一九八八、p. 30、237)との引用である。オルチンの業績に関して著者があげた、「日本で初めての本格的オルガン教本である『風琴教授詳説』(明治二四)の執筆は、赤井励(一九九二、p. 3、一九九五、p. 119)の引用である。

メーンソンの勲四等瑞宝章：中村(一九九三、p. 546、550)は確かによくまとめられたメーンソンの略年譜である。しかし、メーンソンの勲四等瑞宝章に関してはこの略年譜を待つまでもなく、『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』(一九八七)等様々なところにあらわれる。この分野の研究者なら常識になっている事実関係をわざわざ決定版から引用とする必要はないと

思う。

メーンソン讚美歌集：わたし手代木はメーンソン讚美歌集に関して「横浜と讚美歌—明治初期讚美歌について—」『礼拝と音楽』季刊七〇号(日本基督教団出版局 一九九一年八月)で触れた。これを、The New Grove Dictionary of American Music, III L to Q (London: Macmillan Press Limited, 1986) p. 190-191 の Mason, Luther Whiting 項目で知った。この項目の参考文献にはハートレー他の論文もあり、これらを手入していた。このため Howe, S. W. (一九八八、p. 30, 237) から引用してはならない。グロープの辞典の Mason, Luther Whiting 項目にはハウ女史の論文は掲載されておらず、この論文を手入したのは一九九二年になってからであった。またこのグロープの辞典が出た時点ではまだ中村氏とお会いしていない。中村氏はメーンソン讚美歌集に関してハートレーの論文から記載した旨書かされている。中村(一九九三、p. 442)、中村(一九九三、p. 435-6)を注記する必要はないと思う。中村氏のメーンソン編著一覧は和訳されている。わたし手代木は原文のまま掲載したので、その意味でも中村氏からの引用という言葉は使えないと思う。

『風琴教授詳説』…この箇所は「日本で初めての本格的オルガン教本」と言いきれるかどうかわたしには自信がなく、赤井氏にうかがった。それが「注(84) 赤井励氏の私信」である。赤井励(一九九二、p. 3、一九九五、p. 119)は、「同一四年(一八九二)に横浜の同じ印刷所から『風琴教授詳説』という

リードオルガンの教則本が出版された(資料一)。著者はアメリカ人宣教師のジョージ・オルチン (George Allchin, 1852—1895) である。「この本以前にも宣教師ジョージ・オルチン編『風琴教授詳説』や『略練習本などがあった』と『風琴教授詳説』が刊行されたという事実関係だけが書かれており、『日本で初めての本格的オルガン教本』とは書かれていない。

『風琴教授詳説』の刊行の事実関係であれば、わたしも既に『日本の教会音楽(讚美歌・聖歌) 関係資料目録』(フェリス女学院短期大学 一九八九年三月)で『風琴教授詳説』を記載している。したがってこの部分は赤井氏からの引用ではない。

このセンテンス、引用という言葉の定義が安田氏とわたし手代木では違っているような気がする。まったく同じ文章を引いてきてこそ引用といえるのではないだろうか。

転載も引用も既に発表された他人の文章の一部分や事例を用いるということでは同じである。しかし転載は単なる資料の「紹介」など他人の文章の一部分や事例(写真等)そのまま掲載するだけなのに対し、引用とは自説の説明、証明のよりどころとするために他人の文章を使用することと言えよう。自説の補強のために他人の文章の一部分や事例(写真等)の転載や引用するのであって、あくまで引用文は他人の文章である。一度転載や引用した時点で引用した人の著作の一部になるわけではなく、引用した人が自らの著作の一部であると主張することはできないと考える。安田氏はこの辺を混同している。以後もこの混同からくる言説が続く。勿論転載及び引用をする際は典

拠を示さなければならないことは言うまでもないことである。

次の2「オルチン師の〈音楽による宣教〉の現場とオルチン師から見た日本の音楽」は最初のセンテンスだけ扱いたいと思う。

2 「オルチン師の〈音楽による宣教〉の現場とオルチン師から見た日本の音楽」(p. 138—142)

この節はオルチンが日本から出した一八八二年一月一四日付第一信(p. 138—142)と一八八三年一月二日付第二信(p. 140—142)にある日本の教会音楽に関する箇所を紹介する目的で書かれている。

第一信は若山(一九九九)がほぼ同じ箇所を取り上げ(p. 156)、第二信も若山は「オルチン師による日本の讚美歌考のいわば序章ともいべきもの」として楽譜入りで紹介した(p. 117—8)。

ここで安田氏が何が言いたいかわ判断できない。わたし手代木はオルチン書簡のこの部分に関しては一九九四年一月二五日、同志社大学人文科学研究所アメリカン・ボード宣教師文書研究会で「ジョージ・オルチンとアメリカン・ボード宣教本部との往復書簡(一)」として発表し、楽譜も紹介した。そして「ジョージ・オルチンとメーンソン——オルチン書簡をとおして——」(『音楽の宇宙 皆川達夫先生古希記念論文集』皆川達夫古希記

念論文集編集委員会編 一九九八年四月)で、この部分の訳文を使用した。

わたし手代木が若山氏の訳文を引用したなら、そのことを注記しなければならぬが、自分の訳を掲載したので、ここではその必要はないと思う。

若山氏はこの「ジョージ・オルチン師と讚美歌」神戸女学院大学『新撰讚美歌』研究会編『新撰讚美歌』研究』(新教出版社一九九九)の注で、オルチン著 Hymnology in Japan はわたし手代木の訳文を採用した。が、書簡に關してもこの部分のわたしの訳文が既に存在するが、ここではその訳を採用せず、訳し直した旨を記している。この書き方が研究者としてマナーというものであろう。

ここまでで書評にそって書きすすめるのを一端うちきりたいと思う。以下この手の記述が延々と続く。わたし手代木がどう書いていて、それに対し安田氏の言っているのがどれにあたるかを明らかにしていく作業は大変な労力を要する。これまでの五倍書くと読者にとっても大変な負担であろう。ただめづらしく、わたしがどう文章として書いているかそれに対し安田氏がどう書いているかを示した箇所があるのでその部分を以下に掲載する。

## 6 「盲人への音楽教育」

—略—

盲人楽士に触れたコルビー書簡 (Colby, A. M.) の紹介

(p. 163)の後で、「当時『日本のクリスチャンになったことにより現在では使うには不適切な日本の音楽をやめたので、私たちはそのかわりのものを与えなければなりません。』しかしこれでは盲人は失業してしまう。そこで教会で再教育して、それまで同様自活の道を歩ませる。この盲人への教育にメーソンが最適だとオルチン師は述べている」(p. 164)と言うには、「当時、盲人はもっぱら音楽を職業としていた。しかし、彼らがいったんクリスチャンになると、それまでの自分の音楽を棄ててしまう。しかし、それでは彼らは家族を養うことができない。そこで、教会としては、彼らが新しい音楽で家族を養うことができるように教育する必要がある。そのような教育にメーソンが最適だというのがオルチンの意見であった」(拙稿一九九五、p. 110)を引用したことを言わなければならない。

ここは、前述「L・W・メーソンの再来日計画とアメリカン・ボード日本ミッション」に關して、「ただこの箇所をわたしが既に訳していることを安田氏は注記していない。このことが彼が触れた『オルチンが書簡の中で盲人と音楽教育とメーソン』に關しては後述する」の部分にあたる。

確かに安田氏の言うとおりだとするとわたしは大きなミスをしている。しかし、わたしはすでにオルチン書簡のこの部分の訳文を一九九四年一月二五日、同志社大学人文科学研究所アメリカン・ボード宣教師文書研究会(同志社大学啓明館)の席

上で発表している。勿論訳文は配付資料として参加者に配られた。この部分にあたる訳文は以下のとおりである。

日本のクリスチャンは、日本のクリスチャンになったことにより現在では使うには不適切な日本の音楽をやめたので、私たちはそのかわりのものを与えなければなりません。――略――

自分自身の芸術性や技術で自分と自分の家族を養っている数人のプロの音楽家がわたしたちの教会にやってきました。ひとりそのような人（盲目の女性）が郡山教会をつくった人たちの中にいました。そして、わたしたちにとってはそのような技能を教会の中にとどめ、そしてそれを純粋な手段に変えるようにすべきだと思います。こうして彼らを以前のように自分の技術で生活できるようにするのです。教会の仕事の中のこの分野を、彼のすべての時間をそれに捧げると思われる。一人の人の特別な管理のもとに行うときがやってきました。メーン教授の能力と経験によって人が確実なものになっていく機会があるということはおどろくべきことです。

安田氏の「L・W・メーンソンの再来日計画とアメリカン・ボード日本ミッション」のこの部分を読んだとき、上記の訳文の紹介としか思えなかった。すなわち研究がなされていない。原文の内容を紹介するだけで、この文の意味するところ、他の資料との関連等がなされていない。その上訳文がすでに存在するという注さえなかった。安田氏にはよくあることである。「来日

アメリカ宣教師―アメリカン・ボード宣教師書簡の研究一八六九―一八九〇』の注に「オルチン、クラーク往復書簡については、同志社人文科学研究所第三班研究（A）Ⅱ（同志社大学人文科学研究所アメリカン・ボード宣教師文書研究会）における手代木俊一氏の発表を参考にさせていただいた」と書かれているので、まさかこんなことを言い出すとは思わなかった。わたしが安田氏の「L・W・メーンソンの再来日計画とアメリカン・ボード日本ミッション」を読んだ時点で安田氏がアンフェアな記述をしていることを指摘しておくべきだったのだろうか。

一九九四年にわたし手代木がこの訳文を同志社で発表したとき、彼はその場にいなかった。しかし訳文と手書きの書簡を活字にしたものは彼のもとに届けられた。その時に配付した英文の書簡はB5で一〇〇枚を越えた。安田氏から連絡があり、フロッピーで訳文、英文が欲しいとのことだった。送付後安田氏は「大変便利だ」と言っていたと記憶する。「hymn」「music」「讃美歌」「音楽」等のキーワードをコンピュータで検索して読みたいところだけ読むことができたのであろう。手書きの書簡を読み、活字にするのは大変な時間と労力を要する作業である。わたしは他の研究者のためになればと思いついたが、それが仇になってしまった。しかし他の人との間でこのような苦い経験はない。

研究とは、ある意味共同で、合同でということがあると考える。そのため資料は共通の財産である。おたがいに資料の交換をし、研究、論文で勝負、すなわちその資料はどの資料と関連

するの。それらの資料から、時代を、その時代に生きた人を、その時代に生きた人の立場や場所に関しての推論をたて、その推論からもう一度資料を見直して、時代、人、立場や場所をどう表現するかということが研究のべき姿ではないかと思っ  
ている。

書評6「盲人への音楽教育」で、この引用した文章の後で安田氏は次のように述べている。『ドワイト音楽ジャーナル九月号』(anonymous1880d)にあるパーキンス盲学校に関するメーソン書簡を紹介した部分(p. 164)は拙稿(同上)中の英文(p. 125)を翻訳して載せたものであることを明示しなければならぬ。』

「L・W・メーソンの再来日計画とアメリカン・ボード日本ミッション」に安田氏が英文で書いた箇所はなかったのではないかと思いつながらその箇所を見ると、注(41)にこのメーソン書簡が転載されており、また典拠が書かれている。

典拠である「教師メーソン冬期休業中の旅行伺」(会議書類明治一三年二月一五年六月下巻)一五九丁。「教師メーソン冬期休業中の旅行伺」『会議書類明治一三年二月一五年八月』下巻のコピーをわたし手代木は所蔵しており、まだ誰も訳していないかと思つてこの部分を翻訳した。この資料も誰でも入手可能な資料である。注に資料の転載をただでプライオリティーが発生し得るのだろうか。もし、注に洋楽史資料リストを作成し、原文を転載したとして、誰かがその資料を翻訳する場合、リスト作成者に翻訳の許諾を得なければならないのであろうか。

注に原文を転載するのは安田氏の自由だが、自分自身のオリジナル資料であるかのごとく安田氏が主張するのは不当である。順序が前後するが、4「メーソンにおける〈音楽と宣教〉と一九世紀アメリカ」には次のように書かれている。

4 「メーソンにおける〈音楽と宣教〉と一九世紀アメリカ」(p. 150—160)

— 略 —  
——でも引用した他人の業績の取り扱いは不注意であり、アダムス師が書いた記事「インタレストイング・ヒストリー」を訳出した部分(p. 151)とほぼ同じ箇所が拙著(一九九三a, p. 310—308)にあることを言及しなければならぬ。著者に依頼してこの史料を私が入手した経過は拙著(一九九三b)に述べた(p. 308—9)。

拙著(一九九三b)とは、安田氏著『唱歌と十字架』(音楽之友社)のことである。安田氏の言うところの学術書でもあり、読物でもある。この書評中には学術書として登場している。全体的には読物だが、所々研究書として読めるところがある。読物でも登場人物が実名であるのだから読物であっても登場人物の名誉はまもらなくてはならないと思う。

この書評には随所に越川氏の名がでてくる。この件には以下の事情があった。

『唱歌と十字架』二六一ページには安田氏の次の一文がある。  
「手代木さんが見つけたのは、当時関西で発行されていた伝道

雑誌『七一雑報』の一八八一（明治十四）年七月一日の記事だ。そこにはメーソンがキリスト教演説会に参加したという衝撃的な記事を読むことができた。この『七一雑報』の記事を实际見つけたのは越川美都子氏であった。越川氏は『明治期讚美歌研究 七一雑報の記事を中心に』（東京芸術大学卒業論文 一九九二）でこのことを発表し、この論文をフェリス女学院に寄贈した。これをわたしが安田氏に新たに研究書として紹介した次第である。わたし手代木は、わたしがあれほど登場するのに安田氏の『唱歌と十字架』の原稿を刊行前に見ていない。『唱歌と十字架』を読んだ越川氏は彼女の成果をわたしが横取りしたと思ったにちがいない。わたしは彼女に事情を説明して謝罪した。安田氏は第二版で書き換えるとのことだった。一九九八年九月、同志社の研究会の席での彼の発言では、『唱歌と十字架』が再版されたとのことだった。はたしてどのような文章に書き直したのであろうか。迷惑をかけた相手に知らせるべきではないだろうか。本題に戻りたい。

ここで引用した他人の業績の取り扱いは不注意であり、アダムス師が書いた記事「インタレスティング・ヒストリー」を訳出した部分（p. 131）とほぼ同じ箇所が拙著（一九九三 b、p. 310、308）にあつたことを言及しなければならぬ。著者に依頼してこの史料を私が入手した経過は拙著（一九九三 b）で述べた（p. 308—9）。

わたし手代木はこの文章の前の方、「日本における音楽」のところ、「ただわたしが送った資料であることは認めている。そのことを無視しているケースもあり、そのことは後述する（二三頁下段二三行目）」と述べたが、そのことの一例が上記のこの部分である。アダムス師が書いた記事「インタレスティング・ヒストリー」を安田氏に送付したのはわたし手代木である。「ほぼ同じ箇所が拙著（一九九三 b、p. 310、308）にある」とあるが、この資料がわたしから送られた経緯が書かれていないので抗議したことがあった。読物なので必要ないとのことだった。上記の安田氏は、「著者に依頼してこの史料を私が入手した経過は拙著（一九九三 b）で述べた（p. 308—9）」と書いている。「他人の業績の取り扱いは不注意」なのは安田氏自身ではないだろうか。『唱歌と十字架』の箇所は次のように書かれている。

「マコナシーが引用している『会衆派教徒』が、会衆派の大会の名称なのか雑誌名なのか、それとも書名なのか不明だった。さっそくボストンに調査を依頼すると、やがて引用のオリジナルが届いた。」

これだけである。どこに「著者に依頼してこの史料を私が入手した経過」が書かれているのだろうか。

もし安田氏の『唱歌と十字架』が研究書であるというのであれば、この部分の情報源をあきらかにし、その資料入手の経緯を正しく書き改めた改訂版を印刷し、旧版と交換すべきである。

また、『唱歌と十字架』が読物であるというなら、先行研究としての資格を失うので、この書評の論拠は成立しない。安田氏にはそのような内容の書評が掲載された『弘前大学教育学部紀要』八五巻を自主的に回収していただきたい。いずれもしないということであればその理由をお聞かせいただきたい。

ちなみに、わたし手代木はポストンでいただいた手紙はすべて保存している。わたしが「インタクレスティング・ヒストリー」を送付したことへの一九九三年三月三十一日付安田氏からの返事も保存している。

一九九四年三月頃、旧洋楽史研究会（会長、中村理平）の中から安田氏に対する懸念の声があがった。彼がマスコミにのり、資料・アイデアの盗用、そして剽窃を繰り返していたからである。また「安田氏の品位が問われるのは本人の問題だが、洋楽史研究会も品位に欠ける団体だと思われたくない」という意見もでた。その時話題になった安田氏の著作は『唱歌と十字架』と『唱歌導入史に関する資料紹介』だった。

「唱歌導入史に関する資料紹介」に関する懸念は、内容も問題だが、単なる転載をした後、資料の提供者を二度と書かず、すべて自分が集めたがごとくしてしまうのではないかということだった。そしてわたし手代木が安田氏に手紙（一九九四年六月一四日付）を書くことになった。わたしは今まで私信のコピーを取ったことがない。しかしその時は安田氏の反論に対して答えられるようにコピーを取っておいた。そしてまだ所持している。この手紙を出した後、安田氏はしばらく沈黙していた。

この手紙への返答はなかったが、まわりの人に「皆に迷惑をかけた」と言っていたと聞く。わたしは彼の沈黙の期間は謹慎期間と受けとっていた。再会の時も恐縮していたので、洋楽史研究会会員のいづく気持とわたしの気持が伝わったと思った。それなのにどうしてこの時期突然同じことをくりかえすのだろうか。なぜ問題になった『唱歌と十字架』と『唱歌導入史』に関する資料紹介」を評価せよというのだろうか。それとも時効と思っているのだろうか。

わたしが安田氏の書評に関わりたくないと思っていたのは、同じことをまた繰り返すことが苦痛なこと、ものごとをあらだてるためにも書くのを好まないからであった。今回は公開質問状である。公開の場での返答を待っている次第である。

付記一：脱稿後、安田寛著『唱歌』という奇跡 十二の物語  
讚美歌と近代化の間で』（文藝春秋 二〇〇三年一〇月）が出版された。四二頁の引用文献に『讚美歌・聖歌と日本の近代』が掲載されており、拙著のことと思われるが手代木という名前はでてこない。他の著作には著者の名前が記載されている。この書ではわたしに対する攻撃はない。今回もまた先行の翻訳や研究には触れていないが、「あとがき」には次のような反省点も述べられている。

むろん多くの文献にお世話になり、出来る限り本文

に注記したつもりですが、読者にとつての読みやすさを考えて、本文で触れることのできなかつた多くの先学のご研究に学ばせていただいたことを感謝し、また、もしも注記が漏れているようなことがあれば、「ご寛容をお願いしたいと思います。」

付記二：脱稿後さらに、安田寛著「キリスト教宣教と唱歌成立 研究史の批判的概観 その1」『キリスト教社会問題研究』第五二号（同志社大学人文科学研究所 二〇〇三年一二月）が刊行された。タイトルからは想像もつかないほどのわたし手代木への批判、攻撃だった。資料の解釈をめぐって議論できる部分があることと、直接送られたことは前回の書評の時とは違い評価できるが、わたし手代木を批判、攻撃するスタンスは前回とかわらない。書評が直接送られていけば、わたし手代木が書評を安田氏の一時的な気の迷いと判断しないでもっと早く反論していれば、また今回の「安田寛氏への公開質問状」が「キリスト教宣教と唱歌成立 研究史の批判的概観 その1」執筆中に刊行されていれば、内容は随分変わっていただろうと残念に思った。